

第1章 保健事業実施計画（データヘルス計画）基本的事項

1. 背景

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等（以下「レセプト等」という。）の電子化の進展、国保データベースシステム（以下「KDB」という。）等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、国保組合が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプトや統計資料等を活用することにより、「特定健診等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところであるが、今後は、更なる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開やポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことが求められている。

厚生労働省は、こうした背景を踏まえ、国民健康保険法（昭和33年法律192号）82条第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働大臣告示第307号。以下「保健事業実施指針」という。）の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとした。埼玉土建国民健康保険組合においても保健事業実施指針に基づき、データヘルス計画を定め、被保険者の健康増進、健康格差の縮小を目指し、保健事業の実施及び評価を行うものとする。

2. 保健事業実施計画（データヘルス計画）の位置づけ

保健事業を計画する（Plan）、計画に沿って事業を実施する（Do）、事業を実施する中で得られた各種データや翌年度以降の特定健診等のデータ分析に基づいて、事業の効果を測定・評価する（Check）、次の計画サイクルに向けて計画の修正・改善を図る（Act）という「PDCAサイクル」に沿って保健事業を展開し、各取組についての達成目標や成果指標等を設定することにより、健康保持または改善と医療費の適正化の2つの課題に取り組んでいくことを目的とする。

なお、「特定健診等実施計画」は保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、保健事業実施計画（データヘルス計画）と一体的に策定する。

計画の種類	特定健康診査等実施計画	保健事業実施計画（データヘルス計画）
計画の名称	埼玉土建国民健康保険組合 特定健康診査等実施計画（第2版）	埼玉土建国民健康保険組合 保健事業実施計画（データヘルス計画）
法律	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	国民健康保険法第82条
実施主体	保険者（義務）	保険者（努力義務）
計画期間	2013年～2017年	2017年
目的	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸 メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症予防と重症化の抑制 医療費適正化 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸 生活習慣病の発症予防と重症化の抑制 医療費適正化
対象者	国民健康保険被保険者 40歳～74歳	国民健康保険被保険者 0歳～74歳
主な内容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>生活習慣病の発症予防</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症化予防 糖尿病 高血圧症 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>医療費適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 重複頻回受診対策 後発医薬品の使用促進 など </div>

3. 計画期間

計画実施は2017年度1年間とし、次期計画は「特定健康診査等実施計画第3版」（2018年～2023年度）に合わせ策定する。

【参考】国によるデータヘルス計画の推進（国による健康・医療分野の施行方針（抜粋））

政府の施策方針	健康・医療分野における重点項目	具体的な内容
日本再興戦略 （平成25年6月14日閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり ○ 医療・介護情報の電子化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者によるレセプト等のデータ分析 ・ 分析に基づく健康保持増進のための事業計画・評価等 ・ ICTを活用したレセプト等データの分析と健康づくりの推進
健康・医療戦略 （平成25年6月14日関係9閣僚申合せ）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関主体による新サービスや、企業と医療機関の連携による新サービス ○ 保健情報の分析の促進 ○ 分析結果に基づく保健事業の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村によるレセプト等のデータ分析に基づく保健事業の実施を推進 ・ 市町村におけるKDBシステムの利活用による医療介護情報の統合的利活用を推進
経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針） （平成25年6月14日閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康管理・疾病予防に向けた医療関連情報の電子化・利活用の推進 ○ 医療保険者による疾病予防の促進 	
「国民の健康寿命が延伸する社会」に向けた予防・健康管理に係る取組の推進について （平成25年8月30日厚生労働大臣公表）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療・介護情報の「見える化」等を通じた介護予防等の更なる推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、後期高齢者医療広域連合におけるKDBシステム等を活用し、介護予防等の視点を踏まえた保健事業の推進
健康・医療戦略 （平成26年7月22日閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト・健診情報等のデータ活用 ○ レセプト・健診情報等のデータ活用 ○ 医療適正化と国民の健康の増進の総合的な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各保険者によるレセプト・健診情報等を活用し、データ分析に基づく保健事業の実施を推進 ・ 市町村におけるKDBシステムによる医療介護情報の統合的利活用を推進

出典「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドライン」平成28年1月 公益社団法人 国民健康保険中央会